

行田市景観規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び行田市景観条例（令和7年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の範囲)

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物（同項第2号に規定するものにあつては、高さが15メートルを超える旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。）
- (2) 建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物
- (3) 建築基準法施行令第138条第4項各号に掲げる工作物
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（建築物に設置するもの及び送電に係る鉄柱等を除く。）であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするもの

(景観計画の提案)

第3条 法第11条第1項及び第2項の規定による提案並びに条例第11条第1項の規定による協議は、景観計画（提案・協議）書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、行うものとする。

- (1) 法第11条第1項及び第2項の規定による提案
 - ア 提案に係る区域を示す図書
 - イ 景観計画の素案
 - ウ 法第11条第3項に規定する当該区域内の土地所有者等の一覧及び同意書
 - エ その他市長が必要と認める図書
- (2) 条例第11条第1項の規定による協議
 - ア 提案に係る区域を示す図書
 - イ 景観計画の素案
 - ウ その他市長が必要と認める図書

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域における行為届出書（様式第2号）に第9条の事前協議書（様式第3号）の写し及び次条に規定する図書を添えて、正副2通を市長に提出するものとする。ただし、第9条第2項の規定により事前協議が終了した場合にあっては、別表第1及び別表第2に掲げる図書を省略することができる。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域における行為変更届出書（様式第4号）に、同条第1項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る2回目以降の変更であるときは、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書）のうち、当該変更に関係のあるものであって、当該変更の内容を表示したものを添えて、正副2通を市長に提出するものとする。

（行為の届出に係る添付図書）

第5条 条例第14条の規則で定める図書は次に掲げるものとする。

（1） 法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為にあっては、別表第1に掲げるもの

（2） 法第16条第1項第4号に規定する行為にあっては、別表第2に掲げるもの

（国等の行為の通知）

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域における行為通知書（様式第5号）に前条に規定する図書を添えて、市長に提出するものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（適合認定）

第7条 市長は、第4条第1項及び第2項の届出の内容について、条例第7条第1項に規定する景観計画に適合すると認めるときは、当該届出をしたものに対し、第4条第1項の届出においては景観計画区域における行為届出書により、第4条第2項の届出においては景観計画区域における行為変更届出書により、通知するものとする。

（届出を要しない行為）

第8条 条例第13条第1項第3号に規定する行為は、次に掲げるものとする。

（1） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

（2） 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第14条第1項又は第35条第1項の許可及び同条例第15条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定による届出に係る行為

（3） 行田市文化財保護条例（平成18年条例第14号）第11条の規定による届出に係る行為及び第

14条第1項の許可に係る行為

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域内における行為

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により定められた都市計画施設の区域内における行為

2 条例第13条第1項第4号に規定する規模は、別表第3に掲げる行為の種類及び区域の欄の区分に応じ、それぞれ行為の規模の欄に定めるとおりとする。

3 条例第13条第1項第5号に規定する行為は、専用住宅（非自己居住用のものを除く。）であって、従前の建築物と同様の形態意匠とする場合に限る。

4 条例第13条第1項第6号に規定するものは、仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とする。

（事前協議）

第9条 条例第16条に規定する事前協議は、事前協議書（正副2通）に、次に掲げる図書を添えて、行うものとする。

(1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為にあつては、別表第1に掲げるもの

(2) 法第16条第1項第4号に規定する行為にあつては、別表第2に掲げるもの

(3) 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第6条第1項、第7条第5項又は第12条第1項に規定する許可を要する行為にあつては、別表第4に掲げるもの

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の結果を事前協議書により通知するものとする。

（勧告等）

第10条 市長は、法第16条第3項及び条例第18条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により、行うものとする。

2 市長は、前項の勧告書を受けた者が当該勧告に従わず、条例第18条第3項の規定により公表しようとするときは、勧告公表通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に勧告の公表に対する意見書（様式第8号）により、意見を述べなければならない。

（変更命令）

第11条 市長は、法第17条第1項の規定による変更命令を行うときは、変更命令書（様式第9号）により、行うものとする。

2 市長は、法第17条第4項の規定により変更命令を行うことができる期間を延長するときは、期間延長通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

（原状回復等命令）

第12条 市長は、法第17条第5項の規定による命令を行うときは、原状回復等命令書（様式第11号）により、行うものとする。

（身分証明書）

第13条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第12号）とする。

（行為の着手制限の期間短縮）

第14条 市長は、第7条の規定による通知をした場合において、当該通知に係る届出に関し法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは当該行為について法第18条第2項の規定により行為の着手制限の期間を短縮するものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項の期間を短縮したときは、その旨を条例第12条第1項に規定する届出をした者に通知するものとする。

（行為の完了等の報告）

第15条 条例第20条に規定する報告は、次に掲げる報告書により、速やかに行うものとする。

（1） 景観計画区域における行為の完了報告書（様式第13号）

（2） 景観計画区域における行為の中止報告書（様式第14号）

2 前項第1号に規定する報告書には、当該行為が完了した後の状況を示す写真、撮影位置及び方向を示した図面を添付しなければならない。

（景観重要建造物・景観重要樹木の指定の提案等）

第16条 法第20条第1項及び第2項又は法第29条第1項及び第2項の規定による指定の提案は、景観重要建造物・景観重要樹木指定提案書（様式第15号）に次に掲げる図書を添えて、行うものとする。

（1） 建造物の敷地及び位置又は樹木の位置並びに周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

（2） 道路その他の公共の場所から撮影した建造物又は樹木の写真

（3） 所有者全員の合意を得たことを証する書類（任意様式）

2 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物・景観重要樹木指定提案結果通知書（様式第16号）により、行うものとする。

(景観重要建造物・景観重要樹木の指定又は解除)

第17条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物・景観重要樹木指定通知書(様式第17号)により、行うものとする。

2 市長は、法第27条第1項若しくは第2項又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により指定を解除したときは、景観重要建造物・景観重要樹木指定解除通知書(様式第18号)により、通知するものとする。

(景観重要建造物・景観重要樹木の標識)

第18条 条例第21条第2項又は条例第23条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木として指定された日及び指定番号
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の敷地内等の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物・景観重要樹木の現状変更の許可)

第19条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第19号)に次に掲げる図書を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 設計仕様書及び設計図又は施行方法を明らかにする図面
- (2) 建造物の敷地及び位置又は樹木の位置並びに周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
- (3) 当該行為をしようとする箇所の写真
- (4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

2 市長は、前項の申請を許可するときは景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可通知書(様式第20号)により、許可をしないときは景観重要建造物・景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第21号)により、通知するものとする。

3 法第22条第4項又は法第31条第2項の規定による協議は、景観重要建造物・景観重要樹木現状変更協議書(様式第22号)に変更する内容が分かる図書を添えて、市長に提出するものとする。

(景観重要建造物・景観重要樹木の原状回復命令等)

第20条 法第23条第1項又は法第32条第1項の規定による命令は、景観重要建造物・景観重要樹木

原状回復等命令書（様式第23号）により、行うものとする。

2 法第26条又は法第34条の規定による命令は、景観重要建造物・景観重要樹木の管理に関する命令書（様式第24号）により、行うものとする。

3 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物・景観重要樹木の管理に関する勧告書（様式第25号）により、行うものとする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の所有者の変更等の届出）

第21条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届（様式第26号）に所有者が変更したことを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（景観整備機構の指定の申請）

第22条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（様式第27号）に、次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

（1） 定款

（2） 指定を受けようとする年度の前年度の事業実績（前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の事業実績）を記載した書類

（3） 指定を受けようとする年度の前年度の事業計画（当該年度の前年度の事業計画を決定していない場合は、前年度の前年度の事業計画）を記載した書類

（4） 指定を受けようとする年度の前年度の決算書の写し（前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の前年度の決算書の写し）

（5） 指定を受けようとする年度の前年度の収支予算書の写し（当該年度の前年度の収支予算書を決定していない場合は、前年度の前年度の収支予算書の写し）

（6） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（景観整備機構の届出事項の変更の届出）

第23条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構届出事項変更届出書（様式第28号）を市長に提出するものとする。

（景観づくり団体の認定等）

第24条 条例第28条第1項に規定する要件は、次に掲げるものとする。

（1） 団体の活動が景観計画に定める方針等の趣旨に適合し、良好な景観づくりに資すると認められるものであること。

（2） 団体の活動が土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

（3） 団体の活動が営利、政治又は宗教に係る活動でないこと。

- 2 条例第28条第2項の規定による認定の申請は、景観づくり団体認定（変更）申請書（様式第29号。第4項において「団体認定（変更）申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 団体規約
 - (2) 活動区域を示す図面又は活動の範囲
 - (3) 構成員及び役員の名簿
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの
- 3 市長は、条例第28条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、景観づくり団体認定（不認定）通知書（様式第30号）により、通知するものとする。
- 4 条例第28条第2項の規定による申請の内容の変更をするときは、団体認定（変更）申請書に、第2項各号に掲げる事項を記載した書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請するものとする。
- 5 条例第28条第3項の規定による届出又は同条第4項の規定による認定の取消しの申出は、景観づくり団体認定廃止届出書（様式第31号）又は景観づくり団体認定取消し申出書（様式第32号）により、行うものとする。
- 6 市長は、条例第28条第4項の規定による認定の取消しをしたときは、景観づくり団体認定取消し通知書（様式第33号）により、通知するものとする。

（審議会）

第25条 行田市景観審議会（以下「審議会」という。）は、必要に応じ、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（景観アドバイザー）

第26条 条例第34条第1項に規定する行田市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（報酬及び費用弁償）

第27条 景観アドバイザーの報酬及び費用弁償については、行田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の定めるところにより支給する。

（解嘱）

第28条 第26条の規定にかかわらず、市長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する
ときは、その任期中においても、解嘱することができる。

- （1） 辞職の申出があったとき。
- （2） 心身の故障により職務の遂行に支障があり、又はこれに耐え難いと認められるとき。
- （3） 景観アドバイザーの職に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか市長が景観アドバイザーの職務の遂行に支障があると認めると
き。

（守秘義務）

第29条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、
同様とする。

（その他）

第30条 この規則に定めるもののほかこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

（規則施行後最初に行われる審議会の招集）

2 この規則の施行後最初に行われる審議会の会議は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が
招集する。

別表第1（第5条、第9条関係）

添付図書	概要
（1） 付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図 面で縮尺2,500分の1以上のもの
（2） 現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
（3） 配置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分 の1以上のもの
（4） 平面図	当該敷地内における建築物の各階平面図（1階平面図には外構も明記する

	こと。)で縮尺100分の1以上のもの
(5) 立面図	<p>ア 建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数であること。</p> <p>イ 当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）が記載されていること。</p> <p>ウ 敷地内に植栽を設ける場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。</p> <p>エ 敷地の外周に植栽やフェンス等を設ける場合は、当該遮蔽物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）が記載されていること。</p> <p>オ 縮尺100分の1以上のもの</p>
(6) その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。
(7) 委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。

別表第2（第5条、第9条関係）

添付図書	概要
(1) 付近見取図	屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積（以下「物件の堆積」という。）の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
(2) 現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
(3) 配置図	当該敷地内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
(4) 立面図	<p>ア 物件の堆積の外観の全てを表示する面数であること。</p> <p>イ 植栽により遮蔽する場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示</p>

	<p>されていること。</p> <p>ウ 鋼板等により遮蔽する場合は、当該遮蔽物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格 Z 8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）が記載されていること。</p> <p>エ 縮尺100分の1以上のもの</p>
(5) その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。
(6) 委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。

別表第3（第8条関係）

行為の種類	区域	行為の規模
建築物の新築、増築、改築又は移転（以下この項において「新築等」という。）	景観計画区域	<p>次のア又はイに掲げる規模（ただし、増築、改築又は移転後の建築物の規模が次のア又はイに掲げる規模に該当するもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く。）</p> <p>ア 新築等後の高さが15m超かつ建築面積が1,000㎡超</p> <p>イ 新築等後の高さが15m超又は建築面積が1,000㎡超</p>
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建築物の修繕等」という。）	景観計画区域	<p>次のア又はイに掲げる規模で、その外観のうち、当該建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの</p> <p>ア 高さが15m超かつ建築面積が1,000㎡超</p> <p>イ 高さが15m超又は建築面積が1,000㎡超</p>
第2条第1項第1号から第3号までに掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転（以下こ	景観計画区域	<p>次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模</p> <p>ア イに該当する工作物以外の工作物 新設等後の高さが15m超</p>

の項において「新設等」という。)		イ 建築物に付設される工作物 地盤面から新設等後の当該工作物の上端までの高さが15m超
第2条第1項第1号から第3号までに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「工作物の修繕等」という。)	景観計画区域	次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模で、その外観のうち、当該工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの ア イに該当する工作物以外の工作物 高さが15m超 イ 建築物に付設される工作物 地盤面から当該工作物の上端までの高さが15m超
第2条第1項第4号に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転	太陽光発電設備の規制区域	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡超
第2条第1項第4号に規定する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	太陽光発電設備の規制区域	行為の対象となる土地の面積が1,000㎡超（ただし、当該工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの）
開発行為	景観計画区域	都市計画法第4条第12項に規定する全ての開発行為
物件の堆積	物件の堆積の規制区域	行為の対象となる土地の面積が500㎡超かつ堆積物の高さが1.5m超（ただし、行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成14年条例第31号）第2条第1号に規定する土砂等の堆積を除く。）

別表第4（第9条関係）

添付図書	概要
(1) 付近見取図	掲出場所及び周囲の状況を表示する図面

(2) 現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
(3) 配置図	当該敷地内における広告物の配置が分かる図面
(4) 広告物の仕様書及び設計図	<p>ア 広告物の外観の全てを表示する免数であること。</p> <p>イ 当該広告物（建物から独立して掲出される屋外広告物にあつては、基礎及び支柱を含む。）の寸法が記載されていること。</p> <p>ウ 当該広告物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）が記載されていること。</p>
(5) その他参考となるべき事項を記載した図書	上記の他に参考となる事項が掲載された図書がある場合は、添付すること。
(6) 委任状	代理人が届出等を行う場合は、添付すること。